

# 奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請要項

## 【受付期間】

令和2年4月28日（火曜日）～~~同年6月1日（月曜日）~~まで

~~※申請の受付状況等により、受付期間を延長する場合があります。~~

**申請受付期間を6月30日（火曜日）（当日消印有効）まで延長しました。**

## 【提出方法】

### 郵送による提出のみ

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

~~※令和2年6月1日（月曜日）の消印有効です。~~

**※令和2年6月30日（火曜日）の消印有効です。**

<宛先>〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県産業政策課 「協力金受付係」 宛

※切手を貼り付けの上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

## 【申請に必要な書類の入手方法】

申請に必要な書類については、奈良県庁のホームページからダウンロードしてください。

※書類の印刷等ができない方については、下記お問い合わせ先までご連絡いただければ、申請書等をご住所へ郵送致します。

## 【お問い合わせ先】

ご不明な点や、申請に必要な書類の郵送を希望される方につきましては、下記のお問い合わせ先で対応させていただきます。

「休業要請、協力金」の相談窓口（奈良県緊急事態措置コールセンター）

電話番号：0742-27-3600

F A X：0742-23-9244

開設時間：9時00分～17時00分（平日のみ）

※6月30日（火曜日）までを予定。詳しくは県のHPをご確認ください。

## 【事業の概要】

奈良県から施設の使用制限等の要請を受けて、施設の休止や営業時間の短縮に協力した県内事業者に対し、奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を交付します。

### ○交付額

- ◆個人事業主は1事業者あたり10万円
- ◆中小企業、その他法人は1事業者あたり20万円

## 【要件】

以下の（１）～（４）の要件を全て満たすこと。

- （１）全国都道府県に発出された「緊急事態措置等」により、奈良県から施設の休止や営業時間短縮（以下、「休業等」という。）の要請を受けた施設（※別表を参照）を運営する中小企業、その他法人および個人事業主であること。

※中小企業とは中小企業基本法第2条第1項に規定するものを指す。

※その他法人とは特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人をいう。

なお、その他法人で協力金の対象となるのは、基本財産額・出資金等、常時雇用する従業員数から中小企業と同等と見なせる場合に限る。

- （２）4月25日（土曜日）0時から5月6日（水曜日）までの全ての期間（以下、「協力金交付対象期間」という。）において、必要な許認可等を取得の上、自らが県内で運営する休業等の要請の対象となる全ての施設の休業等に協力した者であること。

※4月24日（金曜日）以前から自主的に休業している事業者も対象とします。

※休業を要請しない飲食店、料理店、喫茶店等の食事提供施設において、午後8時から翌午前5時までの一部の時間帯でも営業している施設については、その間の営業を自粛する場合は対象となります。（終日休業も含む。）

なお、酒類の提供は午後7時までとすること。

※元々午前5時から午後8時までの営業時間としている場合は対象外。ただし、4月24日（金曜日）以前から自主的に営業時間を上記時間帯に変更していた場合は対象となります。

- （３）協力金交付対象期間前に、（２）の施設について営業の実態があること。

- （４）法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。また、役員等が暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 【申請手続】

### (1) 申込受付期間

令和2年4月28日（火曜日）～同年6月1日（月曜日）

※申請の受付状況等により、受付期間を延長する場合があります。

**申請受付期間を6月30日（火曜日）（当日消印有効）まで延長しました。**

### (2) 申請方法

郵送のみ（感染拡大防止の観点から、持参による申請はできませんので、ご了承ください。）  
簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

※令和2年6月1日（月曜日）**令和2年6月30日（火曜日）**の消印有効です。

### (3) 申請に必要な書類等

以下ア～ケの全ての書類等を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却は致しません。

#### ア. 奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（別紙1）

※必要事項を記入し、押印してください。

#### イ. 誓約書（申請書記載の内容に虚偽がないことを表明するもの）（別紙2）

※必ず法人の代表者又は個人事業主本人が自署してください。

#### ウ. 営業実態が確認できる資料（写しで可）

法人、個人ともに、既に直近で申告済みの**確定申告書の写し**（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの）及び**休業等を実施する前の直近の月末締め帳簿等（月次試算表）の写し**を提出してください。

※確定申告書について、

個人事業主の場合は、「確定申告書B第一表・第二表に加え、所得税青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告）」を提出してください。

法人の場合は、「法人事業概況説明書、法人税確定申告書別表一（一）」を提出してください。

※直近の確定申告書の写しを紛失した場合や、設立後に申告時期を迎えていないなどで確定申告をしていない場合は、**個人事業の開業・廃業等届出書**（県内税務署の受付印があるもの）又は**法人設立設置届出書**（県内税務署の受付印があるもの）などを添付してください。なお、いずれの書類も無い場合はコールセンター（0742-27-3600）までお問い合わせください。

※なお、税務署の受付印が無い場合、これから税務署へ行っても受付印は受領できませんので、問い合わせを行うことは避けてください。

※個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は、マイナンバーの部分塗りつぶすなどして、マイナンバーが分からないようにしてください。

## エ. 申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真

### オ. 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが分かる書類（写しで可）

例：飲食店営業許可、酒類販売業免許、深夜酒類提供飲食店営業開始届 など

※申請する施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類等を提出してください。

### カ. 本人確認書類（写しで可）

個人事業主の場合は、本人確認のために、次の書類等の写しを提出してください。

例：運転免許証（表・裏の両方）、パスポート（顔写真記載ページと所持人記入欄ページ）、保険証等の書類 など

法人の場合は、上記ウの「営業実態が確認できる資料」の中で法人番号が確認できない場合、次の書類等の写しを提出してください。

例：履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、国税庁法人番号公表サイトの自社情報を印刷したもの など

### キ. 休業の状況が分かる資料

例：売り上げ等事業収入額を示した帳簿の写し、休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの（休業期間を告知する自社ホームページの写しや休業期間を記載した自社の店頭告知チラシなど）等

※休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。

※複数の業種が同一店舗にある場合、写真など休業等の対象業種の部分が確実に休業を実施していることがわかる書類を用意してください。

### ク. 口座振替申出書兼相手方登録依頼書（別紙3）

### ケ. 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し（通帳1ページ目の見開き部分）

※上記ク（別紙3）記載の口座と同じものに限りません。

※振込先の口座は申請者ご本人名義の口座に限りません。

（法人の場合は当該法人名義の口座に限りません。）

※インターネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピーとインターネットバンキングの支店名・口座・名義人が分かるページの写しを提出してください。

## (4) 申請書等の郵送先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県産業政策課 「協力金受付係」 宛

※切手を貼り付けの上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

## 【お問い合わせ先】

「休業要請、協力金」の相談窓口（奈良県緊急事態措置コールセンター）

電話番号：0742-27-3600

FAX：0742-23-9244

開設時間：9時00分～17時00分（平日のみ）

※6月30日（火曜日）までを予定。詳しくは県のHPをご確認ください。

※なお、申請書が到着した旨の連絡はしていません。また、申請書に不備などがあれば、受付係から必ず個別に連絡します。その場合、内容確認や書類の補正などに時間を要します。

## 【協力金の交付】

申請書類を受理した後、その内容が適正と認められるときは協力金を交付します。本協力金の交付開始は令和2年5月下旬以降を予定しています。

## 【通知】

申請書類の確認の結果、本協力金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付に関する通知を発送いたします。

一方、申請書類の確認の結果、本協力金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送いたします。

なお、いずれの場合も申請書類の返却はいたしません。

## 【協力金の返還】

協力金受領後に要件を満たさないことが判明した場合、その他不正の手段により協力金を受領した場合、申請者は、協力金を返還するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。

また、協力金の返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

## 【協力事業者の紹介】

奈良県からの休業要請に応じてご協力いただいた事業者については、事業者の施設名（屋号）を奈良県のホームページでご紹介させていただくことがあります。

新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表

(別表)

1 特措法第24条第9項に基づき、基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条第1項に該当するもの）

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	インターネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
場外馬（車・舟）券場	対象		
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）  【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	

新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表

(別表)

1 特措法第24条第9項に基づき、基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条第1項に該当するもの）

種類	施設	休止要請	備考
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）  ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする  ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場（※1）	対象外	
	バッティング練習場（※1）	対象外	
	陸上競技場（※1）（※2）	対象外	
	野球場（※1）（※2）	対象外	
	テニスコート（※1）（※2）	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場（※1）	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
テーマパーク	対象		
遊園地	対象		
劇場等	劇場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）  【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	

# 新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表

(別表)

## 1 特措法第24条第9項に基づき、基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条第1項に該当するもの）

種類	施設	休止要請	備考	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）	
	ペット美容室（トリミング）	対象		
	宝石類や金銀の販売店	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象		
	古物商（質屋を除く）	対象		
	金券ショップ	対象		
	古本屋	対象		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象		
	囲碁・将棋盤店	対象		※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。
	DVD/ビデオショップ	対象		
	DVD/ビデオレンタル	対象		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象		
	ゴルフショップ	対象		
	土産物店	対象		
	旅行代理店（店舗）	対象		
	アイドルグッズ専門店	対象		
	ネイルサロン	対象		
	まつ毛エクステンション	対象		
	スーパー銭湯	対象		
	岩盤浴	対象		
	サウナ	対象		
	整体院（※）	対象		
	エステサロン	対象		
	日焼けサロン	対象		
	脱毛サロン	対象		
	占い屋	対象		
	写真屋	対象		
	フォトスタジオ	対象		
美術品販売	対象			
展望室	対象			

(注) 令和2年5月1日付 整体院について「基本的に休止を要請しない施設」から「基本的に休止を要請する施設」に訂正しました。



## 新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表

(別表)

### 2 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

種類	施設	休止要請	備考
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）
	美術館	対象	
	図書館	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	

## 新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表

(別表)

### 2 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

種類	施設	休止要請	備考	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）	
	ペット美容室（トリミング）	対象		
	宝石類や金銀の販売店	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象		
	古物商（質屋を除く）	対象		
	金券ショップ	対象		
	古本屋	対象		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象		
	囲碁・将棋盤店	対象		※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。
	DVD/ビデオショップ	対象		
	DVD/ビデオレンタル	対象		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象		
	ゴルフショップ	対象		
	土産物店	対象		
	旅行代理店（店舗）	対象		
	アイドルグッズ専門店	対象		
	ネイルサロン	対象		
	まつ毛エクステンション	対象		
	スーパー銭湯	対象		
	岩盤浴	対象		
	サウナ	対象		
	整体院（※）	対象		
	エステサロン	対象		
	日焼けサロン	対象		
	脱毛サロン	対象		
	占い屋	対象		
	写真屋	対象		
	フォトスタジオ	対象		
	美術品販売	対象		
	展望室	対象		

(注) 令和2年5月1日付 整体院について「基本的に休止を要請しない施設」から「特措法によらない協力依頼を行う施設」に訂正しました。

新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表

(別表)

3 基本的に休止を要請しない施設（社会福祉施設等）

種類	施設	休止要請	備考
社会福祉施設等（※）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	放課後児童クラブ（学童保育）	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
その他の社会福祉施設	対象外		

新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表

(別表)

4 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持する上で必要な施設）

種類	施設	休止要請	備考
医療施設（※）	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需品販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売り場（※）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット（生活必需品売場）	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	宗教用具小売業	対象外	
	化粧品小売業	対象外	
	自動車販売店（二輪自動車・中古車含む）、カー用品店	対象外	
花屋	対象外		

(注) 令和2年5月1日付 整体院について「基本的に休止を要請しない施設」から「基本的に休止を要請する施設」に訂正しました。

新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表

(別表)

4 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持する上で必要な施設）

種類	施設	休止要請	備考
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトを除く。）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	居酒屋	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館(集会の用に供する部分を除く)	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
ウィークリーマンション	対象外		
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	各種事務所	対象外	
	官公署	対象外	

新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表

(別表)

4 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持する上で必要な施設）

種類	施設	休止要請	備考
生活必需サービスを提供する 店舗等	理髪店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	不動産屋	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	
寺院	対象外		
教会	対象外		

(注)令和2年4月24日付 対象施設について一部更新しました。